

金銭セックストーションとは ～ SNSの交流アプリを利用したトラブルに関する実態調査から～

矢 作 由美子

(文教大学教育研究所客員研究員)

What is Sextortion Scam?

—Based on Fact-Finding Surveys on Problems Arising from Use of Social Networking Apps—

YAHAGI YUMIKO

(Guest Researcher of Institute of Education, Bunkyo University)

要 旨

前回の紀要で報告した「高校生を対象としたインターネットに関する知識と利用状況について」調査結果から、「自分の写真をネット上にだしている」人は、「お金の請求をされる」トラブル経験に相関関係があった。諸外国を含めて金銭セックストーションの被害者は、男子が増えている。我が国の場合は、性別・年齢問わず国際組織犯罪のターゲットにされている。そこで本稿では、米国の法整備の動向と、我が国の現状について民間支援団体への調査を踏えて報告する。

はじめに

国、民間団体などデジタル性暴力と言われるセックストーションの被害の危険性について特に若者への注意喚起をしてきた。しかし、オンライン上には性的画像や動画は容易に入手できる環境にある。前回の紀要で「高校生を対象としたインターネットに関する知識と利用状況について」調査結果を再分析した。その結果、「ネット利用時間」と「お金の請求」の間にトラブルの関連性がある事が分かった。特に、「自分の写真をネット上にだしている」人は、「お金の請求をされている」トラブルに巻き込まれやすいことが相関関係として示された。危険性よりも安易に自撮りした写真をネット上に投稿したり、言われるがままに画像や動画を送ってしまい、取り返しのつかないことをしてしまったと後悔している相談投稿を目にする。例えば相手から「ばらまかれたいくれば金をよこせ。LINEとインスタブロックしてもばらまいてやる

ぞ」という脅し文句と金銭を要求するパターンが増えている。自力でブロックして削除し、アカウントを削除するなどして処理できる範囲であればいいが、それでも当面は相手から何か連絡が入るのではないかと不安な日々を過ごすことになる。もし、ネット上に画像や動画が拡散した場合は、なかなか自力で削除することが難しく、度重なる金銭要求に応じてしまい一人では解決できない深刻なトラブルに巻き込まれる被害も増えている。このような被害者は、将来的な不安を抱えながら消しても消えない画像や動画が残されていないか、常にチェックし確認しなければならない。被害者にとって、二次的なストレスやトラウマにつながり追い込まれて自殺する被害者も後を絶たない。米国でも、金銭セックストーションが原因で17歳の青年が自死する事件が大きな社会問題になった。この事件を契機に、米国議会と、SNSを運営する大企業が法整備に向けて協力する体制づくりも始まっている。

こうした米国の動きについては以下で紹介していく。また、わが国の現状については、ネット上に拡散された写真等の削除要請など性的搾取の被害に関する支援に携わる民間支援団体のNPOぱっぶす（以下、「PAPS」とする。）の聞き取り調査を今年8月に実施した。特に、近年の相談事業の内容や相談者の変化などから、男子からの相談者が増えていることが確認された。その結果を踏まえて今回の本報告の目的は、「金銭セクストーション」の現状について実態を把握するものである。本稿の言葉の定義については、「セクストーション (Sextortion)」という言葉は、PAPSでは「sex」と「extortion (恐喝、ゆすり)」を組み合わせた造語と説明している。まさにデジタル性暴力とは、「通常は追加の画像、性行為、金銭、またはその他のものを得る目的で、同意なしに性的な内容の露骨で親密な、または恥ずかしい画像を脅迫して流布すること」である¹⁾。本稿では、「金銭セクストーション」とは、性的な画像などを送信するよう誘導し、それを拡散させる可能性をちらつかせて金銭を要求するサイバー犯罪とし、「金銭的な動機による性的脅迫・恐喝」と捉えて使う。

1. 米国の動向から

(1) 法整備の動き

米国上院で、2024年07月31日、オンライン上で子どもを保護する措置を企業に求める法案が可決された²⁾。ただし、バイデン大統領は、法案が通過すれば署名すると示唆しているが、大統領選挙の動向次第では下院での可決成立の運命もまた不透明といえる。対象となった法案は、性的搾取問題の解決策として、CSAM (Child Sexual Abuse Material性的虐待コンテンツ、以下「CSAM」とする。)をホスト、保存、または提供した企業に対して訴えることを可能にするものである。そして、オンライン上で未成年者を保護することを目

的として「インターネットからの子どもの性的虐待表現物の削除することが盛り込まれている。

この間、法案成立に抵抗する業界団体からの圧力は相当なものであった。電子フロンティア財団などからは「子どもがアクセスできる情報が減り、子どもたちの表現の自由を奪うのではないか」という理屈で懸念が示されてきた³⁾。

今回、法案が上院で可決された背景には、いくつかの後押しがあった。その1つに、UNDOC (国連薬物犯罪事務所) と英国政府が2023年6月28日に「子どもの性的搾取・虐待表現物の削除：行動呼びかけ」(Removing child sexual exploitation and abuse materials: call to action) により、それに応じた国連加盟国71か国が署名し、国際的な動きがあった。

また、2022年3月、米国でJordan DeMayさん(当時17)の自死事件は、国際組織犯罪がからむ金銭セクストーションで遺族の訴えは世界中に広がった。Jordan DeMayさん事件の全容は、「ネット上で少女のふりをしたのはナイジェリア人男性であることが後からわかった。少年はヌード写真を送った後、1000ドル払うように脅され、払わなければ写真を彼のネット上の友人全員に送ると脅し、300ドルを送ることに同意、さらに脅迫者はその金を受け取った後、それだけでは足りないと言い要求した。かかわったとされるナイジェリア人の男2人が2023年8月13日に米国へ移送された⁴⁾。亡くなった17歳の少年が国際組織犯罪のターゲットにされたことは、米連邦捜査局(FBI)とナイジェリアの経済金融犯罪委員会の合同捜査を経てわかってきた。この事件は、ネットニュースで配信されており、米国だけでなく国際社会全体で考えるべき事件となった。

筆者の知人でもある国際ジャーナリストの矢部武氏が、PRESIDENT Onlinに関連記事を掲載している。矢部氏は、「アメリカでは、

年間7000人以上がSNSによる性的脅迫を受けており、少なくとも数十人が自殺している。議会もこの事態を深刻に受け止めており、SNS規制法が成立する可能性がある」と述べている。その理由として『1つは公聴会で証言した5人のCEOのうち、XとスナップのCEOが「有害なコンテンツに対する企業の責任をより厳しく問う超党派の法案を支持する」といった』点や、「公聴会が開かれ、国民の関心と規制強化を求める声が、かつてないほど高まってきていること」、そして、「連邦政府と議会はこれ以上問題を放置し続けることはできないだろう。グレースさんの母親などSNSが原因で子供を亡くした親の会の人たちも皆、The Kids Online Safety Act「子どもオンライン安全法（KOSA）」（以下「子どもオンライン安全法」とする）の成立を強く求めている」点が、この法案成立の後押しとなっていると述べている⁵⁾。

特に、法案成立に向けて2024年1月31日に開催された、米国連邦議会上院司法委員会の公聴会は、オンライン上での児童の性的搾取の防止を目的とする法案を推進するため、アメリカンドリームというアスピレーションを達成し成功を取めた、メタなど大手SNSを運営する5社の会社経営者に対する公聴会であった⁶⁾。Metaの最高経営責任者のMark Zuckerberg氏の姿は、委員から厳しい質問にあい回答を迫られている様子が世界中にニュースとして配信されていたことは記憶に残っている人も多いだろう。

登場した大手5社、X（旧ツイッター）⁷⁾、TikTok⁸⁾ スナップ⁹⁾、メタ¹⁰⁾、ディスコード¹¹⁾の最高経営責任者（CEO）は、これまでのCSAMに対する自社対策の見解と併せて取り組みを推進することを述べた。

この公聴会では、米国上院議員から、オンライン上の性的搾取から子どもを守る各社の取り組みが不十分だったとして、SNS規制法案への協力を迫る意見や、問題とされている「通信品位法230条」について同規定の廃止を

求める意見も上がっていた。

通信品位法（1996年）第230条（c）とは、プロバイダ（SNS等のプラットフォームサービス及びISP）は、①第三者が発信する情報について原則として責任を負わず、また、②有害なコンテンツに対する削除等の対応（アクセスを制限するため誠実かつ任意にとった措置）に関し責任を問わないとする¹²⁾。したがって、この規定がある限り、各社のプラットフォーム上に有害なコンテンツがあったとしても、利用者の投稿内容に関してSNS運営会社の免責事項を定めた規程といえる。

現在、上院で可決した法案は、以下のとおりである。法案推進派で民主党所属のリチャード・ブルメンタール上院議員は、「この法律はあくまでプロダクトのデザインを是正して安全性を強化させるものであり、コンテンツのブロックや検閲は目的ではありません」と強調した。同じく推進派の共和党議員、マーシャ・ブラックバーン上院議員は「お酒、タバコ、ポルノを買うことから子どもたちを守る法律はありますが、インターネットでは同じような保護が欠けています。ソーシャルメディアを見るとわかるように、ガードレールがない」と述べ、子どもの安全を守るために必要な法律であると述べた。KOSAとThe Children's Online Privacy Protection Act of 1998「児童および青少年のオンラインプライバシー保護法（COPPA20）」（以下、「COPPA20」とする）の改正案は、次のような内容である¹³⁾。

子どもオンライン安全法は、未成年者が利用するオンラインプラットフォームに対して注意義務を設けるもので、「合理的な措置」を講じることとしている。合理的な措置とは、「必要かつ適当な配慮」と「できることから取り組む」という意味も含まれると解する。各社とも、子どもの利用については制限を課す、有害サイトのフィルタリングソフトなどシステム開発や、プライバシー設定を初期設定段階から厳しいものにする。保護

者が出来るペアレンタルコントロールツールの実装をプラットフォームに要求している。ただし、プラットフォームがすべてのユーザーにとって安全であることを保証するためには、さらに多くのことを行う必要がある。

また、COPPA2.0は、1998年に制定された同名の児童プライバシー法をベースにしたもので、今回の改正案により保護対象年齢が13歳未満から17歳未満に引き上げられ、対象となる子どもたちへのターゲティング広告も禁止される。

こうした動きがある中、2023年6月28日、「子どもの性的搾取・虐待表現物の削除：行動呼びかけ」(Removing child sexual exploitation and abuse materials: call to action) に国連加盟国71か国が署名した。日本も署名している。この行動呼びかけは、UNDOC (国連薬物犯罪事務所) と英国政府が6月26～27日にウィーン (オーストリア) で開催した、「インターネットからの子どもの性的虐待表現物 (Child Sexual Abuse Material: CSAM) の削除」に関する専門家会合を経て呼びかけに各国が応じた¹⁴⁾。

その成果の一つといえるのが、2024年7月26日Metaが「セクストーション詐欺に関するInstagramアカウント約6万3,000削除」したことである¹⁵⁾。しかし国際組織犯罪グループは、Metaの対策を回避するため、常に新しい手口を考えるだろう。いちごっこといわれても、Metaは今後も国際組織犯罪グループの手口を分析し、今回の様に対抗措置を講じた実装に期待したい。

(2) 注意喚起と被害者支援

米国のFBI (連邦捜査局) は、2024年若者に対して金銭の支払いを求めるセクストーションについて、FBIは、セクストーションの特集ページで「被害に遭ったことは本人のせいではない」と強調している¹⁶⁾。FBIは、デジタル性暴力の全面的な責めを加害者に求め「あなたは悪くない、落ち度はない」、「金銭

セクストーションは犯罪です。あなたの落ち度ではありません。いつでも助けを求めている」と発信している。特集ページには、本人の心理的負担を軽減するための法的仕組みと、当事者が受けられる支援の内容、相談窓口の連絡先を掲載している。また、性的画像の拡散被害は繰り返し起きるという想定のもと、FBIは、CSAM (児童の性的虐待コンテンツ) 被害に遭うと、被害の記録をデータベース化している。また、被害者通知制度として「児童搾取通知プログラム (CENP)」といった仕組みも、法律で整備されている。

(3) 被害者の性別

米国NSW州のティーンエイジャーの少年が、金銭セクストーションで自死した。これまでの性別に対する先入観をリセットしなければならない。それは、グルーミング等で性的搾取の対象となるのは、女性が圧倒的に多く、加害者は男性が多いと考えてきた。しかし、金銭セクストーションについては、イギリスのNational Crime Agency (ナショナル・クライム・エージェンシー/国家犯罪対策庁) によると、あらゆる年齢の被害者が潜在的な標的となっている。その手口は性別を偽り、複数のプラットフォームを利用しながら、複数の人にメッセージを送り、反応を待ち、反応のあった相手とやりとりを開始する。特に、14歳から17歳の10代の男性と、18歳から30歳の成人男性がターゲットになっている¹⁷⁾ ことが示された。

At the Cyberbullying Research Centerが、米国の若者を対象に実施した調査結果においても¹⁸⁾、特に子どもと若い年代 (14歳～17歳の男子、18歳から30歳くらいの若い男性) がターゲットとなっていることも調査から分かってきた。分析結果によれば、「少女が関与する事件のほうが多く聞かれるにもかかわらず、少年が少女よりも性的脅迫の被害者になる可能性が高い」ことが確認されている。ま

た、「裸の画像を送信する可能性は男女とも同程度である」のに対し、「裸の画像を受信する可能性は男子の方が大幅に高い・・・」ことが示された。つまり、性的画像等が相手から送られてきて、つい相手の誘いによってしまうのは男子の方が可能性が高いようである。これらの調査結果から、深刻な事態になっても、「少年が当局に経験を報告する可能性は少女よりも大幅に低い」ことから、一人で悩んでいる男子が相当数いるということである。

これらの結果は、ここ2年間のPAPSの相談内容とも合致しており、若い男性が標的になっていることは明らかである。

2. わが国の動向

ネット上に拡散された風評被害や誹謗中傷に関する情報は「デジタルタトゥー」として深刻な被害をもたらしている。その深刻さは、削除しても消えない書き込みや画像、動画など、被害者は、自分の写った画像を探しては、繰り返し削除依頼をし、しばらくするとまた消えたはずの画像が拡散され、繰り返される。

例えば、X上に投稿が表示され、回数（インプレッション）をみると数百万に上り、写真と動画はあっという間に広がっている。さらに、「アルバムコレクション」や「カプセルシェア」、「動画シェア」といった性的画像の取引に使われているアプリに流れたら、運営会社が変われば、残された画像や動画は、新たな形で繰り返される可能性は高い。

それがデジタルタトゥーといわれるゆえんで、一度インターネット上にアップロードされた画像や動画など、完全にデータを削除することは困難または不可能といわれ、簡単には消すことはできない。そこから本名や住所などの個人情報をも特定・流出されて更なる悪循環に陥ってしまうケースも後を絶たない。被害者が気づいた時には、被害者は、「何とかしないと」と思ってもどうにもならない。

自分の画像を投稿していた人物に削除を頼めば、被害者の弱みに付け込み、性的画像の削除と引き換えに金を要求する加害者たちがいる。さらに海外に流出させる国際組織犯罪グループは、日本人をターゲットにしていることは間違いない。日本人は、年齢、性別関係なく、脅せば要求通りにお金を払ってくれると思われてしまっている。

2023年5月、国際問題として取り上げられたG7広島サミットのコミュニケでの宣言¹⁹には、(パラ38)「各プラットフォームがそのプラットフォーム上で子どもの性的搾取や虐待の脅威に対処することを確保するためにテクノロジー企業その他の関連するステークホルダーと協働すること」、そして、(パラ48)「特に、プラットフォーム上での児童の性的搾取及び虐待を阻止するよう民間セクターに求めること」が明記された。平野裕二氏は、セックストーンションに関連する宣言が盛り込まれた意義を述べている²⁰。

また、UNDOCと英国が協働した「行動呼びかけ」にわが国も署名していることから、金銭セックストーンションの問題に対する国際的取り組みの動きに注視し、わが国が取り組むべき行動を併せて注視していく必要があるだろう。

2024年5月17日、誹謗中傷への対応の迅速化・透明化を事業者を求める改正が行われた。旧プロバイダ責任制限法（2002年施行）の改正法である「情報流通プラットフォーム対処法」（名称変更、以下、「情プラ法」とする）が公布された。

大規模なプラットフォーム事業者を対象に、ネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害に該当する情報に関して、削除申請の窓口設置や、運用状況の透明化で対応状況の公表などが義務付けられた。大規模特定電気通信役務提供者とは、X（旧Twitter）やFacebookのような大規模なSNSや匿名掲示板の運営事業者である。米国の動向をみる限り、今のところ、

「被害者の救済」と「発信者の権利の保護」のバランスを考慮し、プロバイダ等が負うべき責任に関して制限は設けられている。例えば、被害者から削除の申請を受けた際、事業者は1週間程度で判断・通知を行わなければならない。このように、米国も法整備が進みつつあるが、大規模運営会社が、信用を取るか利益を追求するかジレンマを抱え、どこまで応じるかは未知数である。

国際組織犯罪の捜査の難しさから、日本の警察も様々な側面から捜査しているが、逮捕にこぎつけない案件が山積している。予防の観点から、サイバー犯罪対策の一環として「金銭セックステーション」の手口と防犯ポイントを示し、注意喚起を行っている。しかし、注意喚起のホームページから被害者が警察のどこに相談すればよいのか明確に示されていない県警も多い。

それでは解決できない時の相談先として、弁護士相談が浮かぶが、費用面で躊躇する者は多いといえる。したがって、SNS上でのトラブルを無料相談できる専門窓口は数少なく、民間支援団体の中でも限られる。相談員の中にも、世代によっては、SNS上の金銭セックステーショントラブルについて、「被害者の落ち度という先入観から話を聞く相談員もいる」と聞くと、さらに、相談できる先は限られてくるといえる。

その中でも、被害者に代わり、画像の削除要請などを支援しているNPO法人PAPSの存在は大きい。彼らの活動について2024年8月にスタッフへのインタビュー調査を実施した。その内容と提供された資料に基づき以下で紹介していく。

3. インタビュー調査結果～NPO 法人ぱっぷず (PAPS)

2024年8月、事前に「金銭セックステーション」について聞きたいことを示しPAPSの事務所に訪問した。当日は、金尻カズナ代表

と、スタッフ1名から回答を得た。PAPSの事業報告については、PAPSのホームページに詳細に掲載されているので、本稿では字数の関係上、「金銭セックステーション」を中心に聞き取った内容を紹介する。

(1) 法整備へつながる主な活動

2022年3月23日、PAPSとHRN（ヒューマンライツナウ）と共同で「高校生AV出演解禁を止めてください」というキャンペーンを展開し、その後、被害者の声が国会議員・メディアを動かし、2022年6月23日に通称「AV出演被害防止・救済法」の制定に至っている。また、PAPSは、2021年夏に、NHKの取材班と協力してSNSでの性的グルーミングの実態調査を実施している。その時ダミーで設定された内容は、「14歳の女子児童」でSNSにアカウントを開設し、2カ月の間に200人近い男性から性的な目的のメッセージが寄せられた。その様子は、NHKの「クローズアップ現代+」（2021年12月15日）で紹介されている。こうした実態を踏まえて見えてきた法的な課題から、2021年11月に法制審議会で現状を報告している。さらに、各支援団体と協働し法整備を推進する訴えを国会議員などに説明し、2023年7月、面会等要求罪（グルーミング罪）と、盗撮を取り締まるための性的姿勢等撮影罪（撮影罪）の成立へとつながった。

(2) PAPS 独自の海外との削除要請の国際連携協力

PAPSの『2020年削除要請事業報告書』によると²¹⁾、削除要請において最大の課題は「削除要請に応じないサイト」の存在がある事、特に、削除に応じないサイトの多くはオフショア地域のサーバーを使用しているなどの問題を指摘している（2000年報告書、p.17）。この問題については「海外連携により・・・」、通常とは異なる手段のアプローチ

を進めており、2020年からは海外の通報システムを積極的に利用している。(2000年報告書、pp.15-16)

例えば、香港サイトの share-videos.se 2021年度の削除率は30%で、香港団体と連携して対応している。また、中国に関する削除要請は、2020年8月からは政府機関の「網信弁」(中国国家インターネット情報弁公室)に通報している。台湾は2020年10月からはNGO団体エクパット(児童買春の根絶を目標とする国際的ネットワーク)の「Web547」に通報している(2000年報告書、p.16)。

韓国については、2018年4月設立されたKCSVRC(Korea Cyber Sexual Violence Response Center韓国デジタル性犯罪被害者支援センター)と連携している。同センターは韓国女性人権振興院(元財団法人韓国女性人権振興院)に属しており(同院は女性に対する暴力の予防と被害者支援における国家の責任を専門的に体系的に実行するために、2019年12月に「両性平等基本法」に基づいて設立した特別法人・公共機関である) https://d4u.stop.or.kr/delete_consulting。日本にないワンストップ型で、同センターでは相談支援・削除支援と調査・法律・医療・心理カウンセリング案内の支援を行っている。PAPSは、2020年だけでも120人の被害経験者に対して支援を行っている。

(3) PAPSの相談事業

月100件ほどの相談が寄せられているPAPSでは、セックステーションの被害相談が急増している。2022年度は、サイトやSNSの運営者に対して約1万8000件の削除要請を行なっている。図1に示すように、PAPSに寄せられたセックステーションの新規相談件数は、2022年度が171人、2023年度は560人と約3倍に増えている。2022年10月～2014年8月13日までの男女別で見ると、女子237名、男子494名と男性の方が多く相談が寄せられた。特に

この2年で男性の相談が急増しているが、その理由は、「わからない」と述べていた。2022年度の実績では、要請を行なったうち37.9%は削除されずに残った。完全に削除されたものが53.3%。一部削除されたものが8.1%だった。

話の中で、セックステーションの被害者の場合は「自分の写った画像を探すためには、アダルトサイトやインターネット掲示板で他の性的画像も大量に見る必要があり、被害者にとって、二次的なストレスやトラウマにつながる危険性がある」、また「加害者に画像の削除を依頼したことで、さらなる犯罪に巻き込まれるケースもある」と話していた。周りに相談しづらい事柄だけに、一人で解決しようとして相手の言いなりになり精神的に追い込まれて判断がつかない被害者が多いことが聞き取り調査からわかってきた。

金銭セックステーションの場合は、「怪しいと思いながらも、一時の欲に負けて・・・」脅されて少額で一度の支払いで済まされる場合と、金銭の要求がエスカレートする場合がある。加害者は性別関係なく、前者は、お小遣い稼ぎでやる者もいれば、後者は、組織犯罪グループが関与する場合がある。組織犯罪グループのターゲットになったら誘導される先すべてが犯罪グループのループに巻き込まれ自力で逃れるのは難しい。よくあるのが、例えば、「裏垢女子」の誘いに乗り、支払い方法は「PayPay〇〇円」、「Amazonのギフトカードで」(コンビニで購入可)というように足がつきにくい方法を選択させている。当然のように、拡散されるよりは、一時の欲に負けた代償として数千円単位ならと、支払ってしまう人は多いだろう。この2年、日本人の男子の相談件数が増えている理由については不明だが、先進国のなかでも日本人は、脅されると、相談先もなく一人で解決し、素直にしたがいが、金になると確信する組織がいて見逃すはずはないということだろう。

PAPSへの相談が増えた理由を考えれば、

男子の相談は元々相談先が少ない。その為、平気で「ヤフー知恵袋」で相談している男子が目につく。PAPSは、彼らの相談に丁寧に回答し、地道な作業を繰り返してきた。また、NHKなどの情報発信から、PAPSが無料で相談できる先として認識が広まってきたともいえる。

PAPSの相談者のうち、すでに弁護士に削除依頼をしている者や、削除業者に高額請求されて支払ってしまった者もいる。すでに自力での預金は尽きている相談者が多い。

セクストーションについて取材を続けている辻麻梨子の記事によれば、取材に応じた学生Dさんのケースを次のように紹介している。Dさんは「1件3万3000円から」「2件の削除要請を弁護士に依頼。画像が消えた後で、成功報酬として1件あたり9万9000円。合計19万8000円を支払った。さらに、発信者情報の開示を請求費用は、弁護士から、80万～100万程度といわれ、到底払える額ではなかった。」「・・・なかには削除業者に総額200万円以上払った人もいた」²²⁾という。身近な人に相談しづらい事柄だけに、拡散した画像・動画の削除依頼にかかる費用は安くない。削除し消えたはずの画像が残っている場合もあり、いつどこで、またネット上にさらされるかわからない。安堵できないのがデジタルタトゥーの怖さである。「自分は大丈夫」と思って安易に応じた結果の代償は大きいといえる。

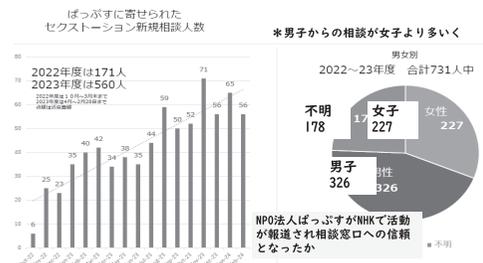


図1 PAPS相談事業の結果

4. 調査からみえてきた課題

注意喚起は必要といえるが、「自分は大丈夫」と思っている人に、どこまで危険性を伝えることができるのか。

独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター（以下「IPA」とする）では、「2014年12月の呼びかけ」で、すでに手口を「セクストーション（性的脅迫）」と呼び、「個人間でやりとりする写真や動画もネットに公開している。「スマートフォン不正アプリによる性的脅迫被害に注意～」と呼びかけている。また、2016年11月10日の「安心相談窓口だより」では「iPhoneユーザを狙った不正アプリによるセクストーション被害が発生」²³⁾、2017年8月10日の呼びかけでは「主に中高生を対象としたセクストーション被害に関する注意喚起」を行っている。同様に、早い段階から広島県警は、2014年6月、被害が増加傾向にあるとしてセクストーションの手口と、被害に遭わないための対策を紹介してきた²⁴⁾。

しかし、今日にいたるまで、これらの注意喚起が、自分の身にトラブルが起きない限り必要とされていない。学校は、家庭教育なのか、低学年からの学校指導なのか、両輪で行うしかないことはわかっている、怖さが伝わっていない。PAPSのように地道に、繰り返し報道関係者との勉強会を行い、この問題の深刻さを訴えていくしかなく、ようやく社会問題化していき法整備へとつながっている。

おわりに

全米行方不明・被搾取児童センター（NCMEC）によると²⁵⁾、2023年だけで、未成年者を対象とした金融的セクストーションの報告を26,718件受け、2022年の10,731件から倍増している。2022年に摘発されたセクストーションの79%が金銭目的であった。これまでのセクストーションは女子が被害に遭う

が多かったのに対し、近年のセクストーションは14歳～17歳までの男子が標的になることが明らかになっている。注視していく点である。また、Network Contagion Research Institute (NCRI) の2024年1月の脅威情報レポートでは、過去18ヶ月で金融的セクストーションの事件が急増し、米国、カナダ、オーストラリアの子どもたちが著しく標的にされている。近年の被害報告数の上昇には、金銭的セクストーションの急増が関係している。アジアの中では日本は、年齢、性別に関係なく標的にされていることは間違いない。今後、欧米の法整備の動向次第では、SNSを運営する大企業がとる決断は犯罪集団との対立姿勢をより強めていくことになるだろう²⁶⁾。米国が進めるKOSA法が成立することを期待したいが、今後もわが国の法整備と対策が推進され、「自分は大丈夫」と思っている人たちに、伝わる広報は必要である。ゾエジャパンZOE JAPANが進めている漫画リーフレットが完成した。広く浸透するように、実際の支援と併せて注意喚起、啓発、広報と両輪で進めていけるよう国は民間支援団体への理解と金銭的応援はこれまでに必要なことである。

**注* 以下のサイトの閲覧日は最終確認した
2024年9月末とする**

- 1) Patchin, J.W. and S. Hinduja, Sextortion Among Adolescents: Results from a National Survey of U.S. Youth. Sexual Abuse: A Journal of Research and Treatment, 2019. 32(1): p. 30-54.
- 2) ・「ワシントン・ポスト」紙電子版2024年1月31日 <https://www.washingtonpost.com/technology/2024/01/31/kids-online-safety-hearing-big-tech/>
- 3) GIGAZINE net news (2024年07月31日) <https://gigazine.net/news/20240731-senate-pass-kids-online-safety-act/>、
- 4) CNNニュース (2023年8月15日) <https://www.cnn.co.jp/world/35207820.html>
<https://www.cnn.co.jp/world/35207820.html>
- 5) <https://news.mynavi.jp/techplus/article/20240726-2993305/>。
Metaは7月24日(米国時間)、「Combating Financial Sextortion Scams From Nigeria | 同社は、これらのアカウントを全米行方不明・被搾取児童センター(NCMEC)に通報したという
- 5) 矢部武『「裸の写真を公開する」と脅されて悩んだ末に…アメリカで年間7000人の子供が狙われる“SNS性的脅迫”の実態』(2024/02/26)。 <https://president.jp/articles/-/78882>
- 6) Full Committee Hearing, Big Tech and the Online Child Sexual Exploitation Crisis, <https://www.judiciary.senate.gov/committee-activity/hearings/big-tech-and-the-online-child-sexual-exploitation-crisis>, JATOR海外ニュース樫葉さくら(2024年2月7日)「米議会公聴会でメタなどSNS大手5社が証言、子供の性的搾取巡って」 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/02/f20783e4fd4de83f.html>
- 7) X社のCEO Linda Yaccarino氏は、児童の性的搾取コンテンツ(CSE)検出メカニズムの改善や特定の用語に対する検索ブロックシステムの導入、全米行方不明・被搾取児童センター(NCMEC)との連携強化など述べた「Hearing on Big Tech and the Online Child Sexual Exploitation Crisis」 https://www.judiciary.senate.gov/imo/media/doc/2024-01-31_-_testimony_-_yaccarino1.pdf
- 8) TikTok Inc.最高経営責任者のShou Chew氏は、CSAMを迅速に検出・削除・報告できるチームとテクノロジーへの投資、専門家や業界関係者との連携強化など会

- 社の取り組みと併せて意見を述べている。
https://www.judiciary.senate.gov/imo/media/doc/2024-01-31_-_testimony_-_chew.pdf
- 9) Snapの共同創設者兼CEOのEvan Spiegel氏は、脅迫的な会話への介入ツールの開発や全米行方不明・被搾取児童センター(NCMEC)との連携強化など。https://www.judiciary.senate.gov/imo/media/doc/2024-01-31_-_testimony_-_spiegel.pdf
- 10) Metaの創設者兼最高経営責任者の、Mark Zuckerberg氏は、保護者による監視ツールをはじめ、10代の若者保護のための各種ツール開発、犯罪者ネットワークを破壊するための取り組みなど(Meta)は、子供たちの決定に親がもっと関与できるようにするツールも含めて開発おこなないと述べた(meta) https://www.judiciary.senate.gov/imo/media/doc/2024-01-31_-_testimony_-_zuckerberg.pdf
- 11) Discord Inc.共同創設者で最高経営責任者(元ゲーム会社社長)のJason Citronは、「大手テック企業とオンライン児童性的搾取危機」と題して、同世代の子どもを持つ親としても子供を危険にさらしたり性的に扱ったりするコンテンツや行為に対して一切容認しない方針であると述べた。また、CSAMや人工知能(AI)が生成したCSAMを検出する視覚安全技術を構築・実装、未成年者が搾取や恐喝をする人物と連絡を取っている場合の検出機能の構築など。https://www.judiciary.senate.gov/imo/media/doc/2024-01-31_-_testimony_-_citron.pdf
- 12) 三菱総研デジタル・イノベーション本部「インターネット上の違法・有害情報を巡る米国の動向」総務省 プラットフォームサービスに関する研究会(第24回)資料4 2021年3月17日https://www.soumu.go.jp/main_content/000739937.pdf
- 13) 2024年07月31日GIGAZINE「ギガジン」オンラインマガジン「オンライン上で子どもを保護する措置を企業に求める法案がアメリカ上院で可決される」
<https://gigazine.net/news/20240731-senate-pass-kids-online-safety-act/> (邦訳)、
https://gigazine.net/gsc_news/en/20240731-senate-pass-kids-online-safety-act/ (英語版) 以下関連
- ・ US Senate passes first major child online safety bills in years
<https://techxplore.com/news/2024-07-senate-major-child-online-safety.html>
 - ・ the Kids Online Safety Act - The Verge
<https://www.theverge.com/2024/7/30/24205718/senate-passes-kids-online-safety-act-kosa-content-moderation>
 - ・ bill to protect kids online and make tech companies accountable for harmful content | AP News、<https://apnews.com/article/senate-child-online-safety-vote-f27c329679feb2d74787fc3887aa710f>
- 14) 平野裕二、<https://note.com/childrights/n/n1c832380c51a>
- 15) メタがインスタの「性的脅迫」アカウント6万件を削除、Forbes JAPAN 2024.07.25、<https://forbesjapan.com/articles/detail/72619>
- 16) <https://www.fbi.gov/how-we-can-help-you/scams-and-safety/common-frauds-and-scams/sextortion>
- 17) NBC News June 24, 2024 「Financial sextortion most often targets teen boys via Instagram, according to new data」<https://www.nbcnews.com/tech/security/financial-sextortion-often-targets-teen-boys-instagram-according-new-d-rcna157790>
- 18) Hinduja & Justin W. Patchin, (2022). Teen Sexting: A Brief Guide for

- Parents and Educators. Cyberbullying Research Center. <https://cyberbullying.org/sexting-research-summary-2022.pdf>
- 19) 総務省、令和5年9月8日広島AIプロセス閣僚級会合の開催結果「G7広島サミットのコミュニケ G7広島AIプロセス G7デジタル・技術閣僚声明【原文】PDF / 【仮訳】 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin06_02000277.html
- 20) 平野裕二、<https://note.com/childrights/n/n1c832380c51a>
- 21) ぱっぷす『2021-2022年 意に反して拡散した性的画像記録の削除要請事業報告書』 https://up.paps.jp/report/takedown_report2021-2022.pdf
- 22) 辻麻梨子「持ってるだけ金払え」アプリ投稿者たちが性的画像で恐喝／セクストーション加害者は「逃げ得」の日本 (23) (2024年3月26日)、
<https://tansajp.org/investigativejournal/10583/>
- 23) IPS、2016年11月10日「安心相談窓口だより」で「iPhoneユーザを狙った不正アプリによるセクストーション被害が発生」 <https://www.ipa.go.jp/security/anshin/attention/2016/mgdayori20161110.html>
- 24) 2014年6月広島県警察本部広報 <https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12356598/www.ipa.go.jp/security/txt/2014/12outline.html>
- 25) サイバーセキュリティニュース「セクストーション詐欺急増、未成年が標的に - AI悪用も明らかに」2024年6月5日 <https://innovatopia.jp/cyber-security/cyber-security-news/29416/>
- 26) 「英当局がTikTokに3.7億円の罰金、「不正確なデータ」報告で」 <https://forbesjapan.com/articles/detail/72608?n=1&e=72619>

参考資料

- ・ こども家庭庁成育局『アメリカ合衆国各州における青少年のインターネット環境整備に係る取組等の調査 調査報告書』（令和6年3月）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/945a38c6-ad96-4893-98a9-074b46c3154e/952130a8/20240509_councils_internet-kaigi_945a38c6_17.pdf
- ・ こども家庭庁青少年インターネット環境の整備等に関する検討会 第57回会合令和5年10月24『欧州連合（EU）、欧州評議会（CoE）及びイギリスにおける 青少年のインターネット環境整備に係る取組等の調査報告書』 <https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/83dd44fd/>
- ・ 『青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書』、
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7ce4fa4b-f167-4913-970e-d2fb48108e32/e2d5ea2b/20240614_councils_internet-kaigi_17.pdf

